

# D.

## 入院に係る精神障害者の意思決定及び 意思の表明に関するモデル事業 研修マニュアル

### 内 容

1. はじめに
2. 目的
3. 対象者
4. 場所・時間
5. 研修内容
6. テキスト
7. プログラム
8. 研修内容のアンケート調査
9. おわりに

## 1. はじめに

平成 26 年 4 月に精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正法」）が施行され、同法附則第 8 条において「精神科病院に係る入院中の処遇、退院等に関する精神障害者の意思決定及び意思の表明についての支援の在り方」について検討を加えることとされている。意思決定及び意思の表明についての支援については、法改正に向けた有識者による検討会の中で、改正法における保護者の廃止に伴い、精神障害者が入院において自らの意思決定及び意思の表明を支援するもの（以下「アドボケーター」）を選択出来る仕組みを導入すべきとされた。しかし、その実施主体、具体的活動内容等について様々な意見がある。

これまで、厚生労働省の障害者総合福祉推進事業で精神障害者の意思決定の助言・支援を行うための具体的な方策の検討が行われ、平成 26 年度の障害者総合福祉推進事業においてモデル事業（以下、平成 26 年度研究）が実施された。平成 27 年度の事業は、平成 26 年度研究で明らかとなった課題や国内外の先駆的な事例の状況、また、社会保障審議会障害者部会での障害者総合支援法における意思決定支援の検討状況等を踏まえ、アドボケーター機能について検討することを目的に行われた。本研修マニュアルは、平成 26 年度研究で提言された研修プログラムを検討して作成し、平成 27 年度に実施した精神障害者の意思決定及び意思の表明に関する研修の評価に基づき、研修プログラム及び研修マニュアルの見直しを行ったものである。

## 2. 目的

平成 27 年度の障害者総合福祉推進事業において、意思決定及び意思の表明に関するモデル事業を実施し、地域の実情に応じて対応可能なモデル事業マニュアル（平成 27 年度改訂版）を作成した。モデル研修では、意思決定及び意思の表明に関する内容の提供とモデル事業の報告並びに、各職種間での討論等の研鑽が必要である。本マニュアルは、各都道府県において、入院に係る精神障害者の意思決定及び意思の表明に関するモデル事業の研修がスムーズに進めることができるような目的で作成された。

## 3. 対象者

研修会に参加する対象者は、地域移行支援に取り組む相談支援事業者、福祉サービス提供事業所、病院、保健所、精神保健福祉センター等の行政、ピアサポーター等である。広く参加を募った。研修会開催に当たっては、各都道府県・政令指定都市の精神障害主幹担当者ならびに精神保健福祉センターへ要綱及びチラシを配布し、関係機関への周知を依頼した。多くの参加者が集まるように事前準備が必要である。

## 4. 場所・時間

多くの参加者が集まれるような場所・会場の選定が必要である。参加者の人数は 80 ～ 100 名程度と想定されるので、人数に見合った会場設営が必要である。グループ討論を行うことがあるので、座席はスクール形式が良い。プログラムの内容にもよるが、時間帯は、9 時 30 分～ 15 時 30 分くらいまでの 1 日間が、参加者の負担が少ないように思う。あるいは、1 日 4-5 時間として、14 時から開始し、18 時～ 19 時までの開催時刻とする案も考えられる。

## 5. 研修内容

平成 26 年度モデル研修実施における効果として、

- ①意思の表明の支援の必要性を共有する場となったこと
- ②事業周知ができたこと
- ③実施報告を通してピアサポーターや病棟の連携の具体的なイメージが共有できたこと
- ④グループワークを通して、全国各地の医療、福祉、ピア、行政といった所属別で交流する場が持てたこと
- ⑤研修全体を通して、各参加者が医療と福祉の連携について自らの業務を考えながら振り返るきっかけとなったこと

があげられている。

モデル研修の内容としては、その時の状況に応じて変更すべきものであるが、以下の項目が考えられる。

- ①モデル事業の概要
  - アドボケーターに関する事業の経緯
  - アドボケーターに必要な法的な知識、精神保健福祉法、行動制限
- ②アドボケーター・ガイドライン
- ③ピアサポーターへの説明
- ④モデル事業の実施報告
- ⑤事例検討
  - ロールプレイ
  - 合同トーク、意見交換
- ⑥アンケート記入

## 6. テキスト

入院に係る精神障害者の意思決定及び意思の表明に関するモデル事業についての理解を深めるためにテキスト作成を行う。内容としては、以下の項目があげられる。

- ①精神障害者の意思決定及び意思の表明について
- ②アドボケート、アドボケーターなど用語の説明
- ③支援する者に必要な法的知識
- ③精神障害者の意思決定及び意思の表明についての検討事業、これまでの経緯
- ④入院に係る精神障害者の意思決定及び意思の表明に関するモデル事業
  - マニュアル（平成 27 年度改訂版）
- ⑤入院に係る精神障害者の意思決定及び意思の表明に関する
  - 支援マニュアル（平成 27 年度改訂版）
- ⑥アドボケーターガイドライン

7. 平成 年度

精神障害者に対する意思決定及び意思の表明に関する  
支援を行うためのモデル研修会 プログラム

平成 年 月 日 ( 曜日) 9時30分～15時30分

場所：東京都・・・

総合司会：〇〇（日本精神科病院協会・〇〇病院）

時刻	時間	司会者	内容	講師
9:30	10分		オープニング・挨拶 ・日精協：〇〇 ・厚労省：〇〇	
9:40	40分	〇〇	【研修1】 (1)「モデル事業の概要」 (2)「意思決定支援・アドボカシーについて」	〇〇 〇〇
10:20	40分	〇〇	【研修2】 (1)「支援者が知っておくべき法・精神科医療」 (2)「支援・傾聴に必要な知識」	〇〇 〇〇
	15分		休憩	
11:15	75分	〇〇	【研修3】 モデル事業実施報告 (1)アドボケーターガイドラインの概要(15分) (2)モデル事業病院からの報告（1病院20分）	〇〇 〇〇
12:30～ 13:30	60分		昼食	
13:30	120分	〇〇	【研修4】 (1)ロールプレイ (2)事例検討 グループディスカッション	〇〇 〇〇
15:20～	5分		アンケート記入・提出	
15:30	5分		クロージング 〇〇（日本精神科病院協会・〇〇病院）	

## 8. 研修内容のアンケート調査

### 研修会でのアンケート調査

平成 年 月 日

この度は、入院に係る精神障害者の意思決定及び意思の表明に関するモデル研修会にご参加を戴き有り難うございます。研修会に参加してのご感想、ご意見を伺いたいので、アンケート調査のご協力をお願いします。ご記入戴いた意見等は事業報告に活用させて戴きます。

歳	男・女	職種	医師・看護師・PSW・心理・OT・ピア 都道府県職員・地域援助事業者・他
---	-----	----	---

質問1 研修1：「モデル事業」及び「意思決定支援」についての満足度はいかがでしたか。

1.満足していない 2.やや不満足 3.どちらともいえない 4.満足 5.とても満足

質問2 研修2（1）：「支援者が知っておくべき法」についての満足度はいかがでしたか。

1.満足していない 2.やや不満足 3.どちらともいえない 4.満足 5.とても満足

質問3 研修2（2）：「支援・傾聴に必要な知識」についての満足度はいかがでしたか。

1.満足していない 2.やや不満足 3.どちらともいえない 4.満足 5.とても満足

質問4 研修3（1）：「アドボケーターガイドライン」についての満足度はいかがでしたか。

1.満足していない 2.やや不満足 3.どちらともいえない 4.満足 5.とても満足

質問5 研修3（2）：「モデル事業実施報告」についての満足度はいかがでしたか。

1.満足していない 2.やや不満足 3.どちらともいえない 4.満足 5.とても満足

質問6 研修4（1）：ロールプレイについての満足度はいかがでしたか。

1.満足していない 2.やや不満足 3.どちらともいえない 4.満足 5.とても満足

質問7 研修4（2）：事例検討・グループディスカッションについての満足度はいかがでしたか。

1.満足していない 2.やや不満足 3.どちらともいえない 4.満足 5.とても満足

質問8 アドボケーターは患者さんにとって必要だと思いますか。

1.必要ではない 2.あまり必要ではない 3.どちらともいえない 4.必要 5.とても必要

質問9 アドボケーターは医療機関にとって必要だと思いますか。

1.必要ではない 2.あまり必要ではない 3.どちらともいえない 4.必要 5.とても必要

質問10 アドボケーターを活用したいと思いますか。

1.思わない 2.あまり思わない 3.どちらともいえない 4.思う 5.とても思う

質問11 アドボケーターにどのような役割を期待しますか。全体を通じての感想。（自由記述）

--

記載部位が足りない場合は裏面をお願いします。

研修会でのアンケート調査結果をもとに、研修内容、プログラムの改善を行います。

## 9. おわりに

改正精神保健福祉法施行（平成 26 年 4 月）に伴い保護者制度が廃止された。これに伴う権利擁護の一つの方法として、精神障害者の意思決定支援の検討が行われている。平成 24 年度に「精神障害者のアドボケイトを担う人材及び精神障害者における成年後見制度の在り方」、平成 25 年度に、「精神障害者の意思決定の助言・支援を担う人材の養成及び実施について」、平成 26 年度には、「入院中の精神障害者の意思決定及び意思の表明に関するモデル事業」が実施されている。そして、平成 27 年度の本事業である「入院に係る精神障害者の意思決定及び意思の表明に関するモデル事業」に受け継がれている。

本研修マニュアル（案）は、平成 27 年度に実施した精神障害者の意思決定及び意思の表明に関する研修の評価に基づき、研修プログラム及び研修マニュアルの見直しを行ったものである。本マニュアルが、入院に係る精神障害者の意思決定及び意思の表明に関するモデル事業の研修にとって、簡潔でわかりやすい一つの指標になることを期待したい。